6・3 定 意見書案第1号

年金制度における脱退一時金の制度改正を求める意見書について

年金制度における脱退一時金の制度改正を求めることに関して,別紙のとおり意見書案を提出する。

令和6年10月8日

旭川市議会 議長 福 居 秀 雄 様

提出者 旭川市議会議員

笠おた石沼ススス入スス入入入入入入入入入入<t

杉山允孝

年金制度における脱退一時金の制度改正を求める意見書

我が国の年金制度において、日本国籍を有しない被保険者が我が国を出国する場合に脱退一時金の請求が可能である。これは、外国人の場合、滞在期間が短く保険料納付が老齢給付に結び付きにくいという特有の事情を踏まえ、日本国籍を有しない者が公的年金制度の被保険者資格を喪失し、日本国内に住所を有しなくなった場合、本人からの請求に基づき被保険者であった期間に応じた額を一時金として支給する制度として平成7年に創設されたものである。

しかしながら、同制度は再入国を妨げないため、脱退一時金を受給した者が再度来日して就労することも可能である。脱退一時金を受給すると、それまでの年金加入記録がなくなるため、就労等で再入国をした場合は新たに公的年金に加入することとなるが、年金受給に必要な10年間の加入期間を満たせなくなる懸念がある。外国人労働者の産業別内訳は、製造業を筆頭に卸売業・小売業、宿泊業・飲食サービス業、建設業など雇用の流動性が高く派遣労働が多い職種であることから、派遣社員の雇止めなどで無年金の外国人が生活に困窮した場合は生活保護の支給対象となり、無年金外国人の増加は我が国の財政負担となるほか、脱退一時金を受給できない日本国民に強い不公平感を与えかねない。

在留外国人の増加に伴い、脱退一時金の裁定件数も増加しており、創設当初の平成7年は6,152件であったが、平成22年には10倍超の74,391件となり、令和3年には96,727件となっている。

よって、政府においては、脱退一時金の裁定件数が増加する中で、脱退一時金を受給したことにより無年金となる在留外国人が出ないよう、受給の際に、過去の年金加入記録がなくなるため再入国後に無年金となる懸念があることについて丁寧に説明するとともに、我が国に生活基盤を持つと考えられる永住者資格がある外国人については、脱退一時金の支給を制限する等の制度改正を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

旭川市議会